

日本木材学会・国際交流奨励賞のご案内
～世界をリードする若手研究者及び女性研究者の育成を目指して～

日本木材学会では、2022年度より5年間、科学研究費補助金・研究成果公開促進費（国際情報発信強化）が採択されました。本補助金における取組の目的は、これまでの取組と成果を飛躍的に発展させ、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の達成」と「脱炭素社会の構築」へ貢献する木材の特徴を活かし、世界最先端の木材学の情報を、英文により世界に強く発信するとともに、現在活性化している木材学研究を多様な人材で推進していくため、若手研究者や女性研究者など幅広い研究者の活躍を促し、「JWS」を世界の木材学関連雑誌の世界第1位に発展させることです。

具体的には、下記の4項目を推進いたします。

- 1) 欧米諸国からの投稿数増加によるJWSの真の国際化
- 2) ハンドリングエディターの権限強化による論文発行の迅速化
- 3) 世界をリードする若手研究者及び女性研究者の育成
- 4) 国際シンポジウムの開催と特集号の発行による「JWS」の魅力・質的向上

つきましては、3) 世界をリードする若手研究者及び女性研究者の育成を目的として、新たに「国際交流奨励賞」を設置することとしました。

下記の応募要領に従って、ふるってご応募ください。

応募要領

1. 国際交流奨励賞の趣旨

世界をリードする若手研究者及び女性研究者の育成を目的として、国内外で開催される国際シンポジウムで発表する際の参加登録費とJournal of Wood Scienceへの投稿に際するArticle Processing Chargeを科研費から補助するとともに、「国際交流奨励賞」を授与する。

2. 応募のための要件

- 1) 2024年度中に開催される国内外の国際会議で発表すること。

2) 応募者の要件

当該年度において国内外で開催される国際会議で発表を行う若手研究者。なお若手研究者の要件は以下のいずれかとする

- イ) 当該年度4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者
- ロ) 当該年度4月1日現在で博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を考慮（※）すると、博士の学位取得後8年未満となる者
（※）取得期間の和を年単位に繰り上げて、博士取得後の年数から除く

(例：6か月の育児休業を3回取得している場合、2年分（1年6か月→2年）)

4) Journal of Wood Scienceへの論文投稿

- ・会議終了後、半年以内に、Journal of Wood Scienceに論文投稿を行うこと。
- ・投稿論文の筆頭著者が申請者であること。
- ・謝辞に科研費（科学研究費補助金・研究成果公開促進費（国際情報発信強化））の課題番号(JP 22HP2003)等を入れること。

例) Funding

This work was supported by The International Exchange Encouragement Award from the Japan Wood Research Society through JSPS KAKENHI, Grants-in-Aid for Publication of Scientific Research Results (JP 22HP2003).

5) 補助内容

- ① 参加登録費（実費）
- ② Journal of Wood Scienceへの投稿論文が採択された際のAPC（Article Processing Charge）料金の全額（約24万円）

6) 会議終了後1ヶ月以内に「国際シンポジウム参加報告書（申請者が掲示されている箇所のプログラムを含む）」を提出すること。

3. 申請書類と提出期限

①申請書類

- ・応募調書 1部
- ・参加登録費の記載されたHP等の該当ページ 1部
- ・参加登録費の領収書 1部（後日、原本を提出）
- ・招待講演者である場合は、招待状あるいはメール 1部
- ・一般発表者の場合は、発表申し込みのわかるもの 1部

① 提出期限

上記の申請書類を全てpdfとし、一つのファイルにまとめたのち、ファイル名を「国際交流奨励賞応募書類_会員番号_氏名」として、**2024年9月12日（木）までに**、木材学会事務局（oubo@jwrs.org）まで、メールの添付ファイルで提出すること。

4. 選考

選考は、国際交流促進小委員会で行い、採択の結果は、2025年10月下旬頃に申請者に通知する。

一般社団法人日本木材学会国際交流奨励賞授与規程

本会定款第4条第5項の規程に基づき、授賞に関して次のように定める。

1. 木材科学分野において世界をリードする若手研究者及び女性研究者の育成を目的として「国際交流奨励賞」を設ける。
2. 本賞は当該年度に国内外で開催される国際会議で発表を行う若手研究者のうち、特に将来性が期待される会員に授与する。
3. 本賞の選考は木材学会国際交流促進小委員会が行う。選考委員会の委員長は国際委員会委員長とする。
4. 受賞者には本規定第2項に該当する国際会議の参加登録費と Journal of Wood Science への APC 費を補助する。
5. 会長は、受賞者を表彰して賞状を贈るほか学会誌および本会ホームページで報告する。
6. 賞に要する費用は、令和4年度科学研究費補助金・研究成果公開促進費「国際情報発信強化費」(2022年度～2026年度)をもって充てる。賞の継続と必要経費については、2026年度に審議する。
7. この規程の実施に関する内規は、別に定める。

附則

この規程は、2023年6月16日より実施する。

一般社団法人日本木材学会国際交流奨励賞授与内規

一般社団法人日本木材学会国際交流奨励賞授与規定に基づき、以下の内規を定める。ただし、この内規は、各委員会の討議及び常任理事会の承認を経て随時改めることができる。

1. 対象

当該年度において国内外で開催される国際会議で発表を行う若手研究者。なお若手研究者の要件は以下のいずれかとする

イ) 当該年度4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者

ロ) 当該年度4月1日現在で博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）

の期間を考慮（※）すると、博士の学位取得後8年未満となる者

（※）取得期間の和を年単位に繰り上げて、博士取得後の年数から除く

（例：6か月の育児休業を3回取得している場合、2年分（1年6か月→2年））

2. 応募

応募書には次の事項を記載する。

イ) 応募者の氏名、会員番号、所属機関、職階、学位取得年月日

ロ) 参加する国際会議の概要

ハ) 応募者の発表内容

ニ) 参加登録費

3. 選考

選考は、次の各項により行う。

イ) 選考は、委員の合議によって行う

ロ) 受賞候補者の数は特に定めない

4. 承認

承認は、次の各項により行う。

イ) 理事会に対する受賞候補者選考内容の説明は、選考報告書によるほか、理事会における選考委員長の口頭説明によって行う

ロ) 承認は理事会出席者の過半数をもって決定する

附則

この内規は、2023年6月16日より実施する。